

買受人の承認手続きについて

東近江市八日市公設地方卸売市場における買受人の承認については、東近江市八日市公設地方卸売市場条例並びに同施行規則の定めにより次の要領で行います。

1 承認について

市場の公共性を考慮し、取引の公正、適正価格の形成等、市場の健全な運営を確保するとともに、広く地域住民に生鮮食料品等の供給を円滑に果し得る適格者を買受人として承認します。

2 承認基準

- ① 破産者でない者。
- ② 買受人として必要な資力・信用を有している者。
- ③ 市場の卸売業者または卸売業者の役員もしくは従業員でないこと。
- ④ 法人の場合は、その業務を執行する役員のうち上記①又は③に該当しないこと。

3 承認申請

買受人承認申請は次の書類を添えて申請して下さい。

1 個人の場合

- ① 買受人承認申請書（記入）
- ② 誓約書（記入）
- ③ 住民票記載事項証明書（住民票抄本でも可）
- ④ 市町村民税にかかる所得証明書
- ⑤ 市町村民税にかかる完納証明書（市町村民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）
- ⑥ 許可対象業種にかかる食品衛生法に基づく許可書（保健所発行の許可書の写し）

2 法人の場合

- ① 買受人承認申請書（記入）
- ② 誓約書（記入）
- ③ 定款又は規約
- ④ 登記事項証明書
- ⑤ 役員名簿
- ⑥ 貸借対照表及び損益計算書
- ⑦ 法人市町村民税にかかる完納証明書（市町村民税・固定資産税・軽自動車税）
- ⑧ 許可対象業種にかかる食品衛生法に基づく許可書（保健所発行の許可書の写し）

承認書の交付

- ① 申請関係書類が整い、内容審査を経て約一週間で承認書を交付します。
- ② 承認書と同時に買受人章（登録番号）及び帽子（1,000円）をお渡しします。

※卸売業者との代金決済にかかる手続き（協議会で説明し、書類をお渡しします。）

東近江市八日市公設地方卸売市場卸売業者協議会（卸売2業者）との間において行う商取引について、次の手続きを必要とします。

- ① 商取引契約書および覚書の締結をする。（本人及び保証人の印鑑証明各1通）
- ② 預金口座振替依頼書を取引金融機関へ提出する。
- ③ 預金口座振替申込書（金融機関の口座確認印のあるもの）を協議会へ提出する。
- ④ 完納奨励金振込預金口座届出書（金融機関の口座確認印のあるもの）を協議会へ提出する。